公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないことを求める意見書

　平成30（2018）年の厚生労働省「過労死等防止対策白書」によれば、小・中・高・特別支援学校を含めた全ての学校の教職員の1日当たりの実勤務時間の平均は、通常時でさえ1日11時間17分（所定勤務時間は7時間45分）、1カ月当たりの時間外勤務の平均は77時間44分であり、実に中学校教員の57.7％、小学校教員33.5％が過労死ラインを超えて働いていることを文科省も報告（平成28（2016）年教員勤務実態調査）しています。

　教員の労働環境は、子どもにとっての学習環境です。長時間過密労働の影響は教員だけにとどまらず、教育現場は「子どもと過ごす時間も十分にとれない」「あしたの授業準備さえままならない」などの悲痛な声であふれていて、もはや子どもの学習権を保障できているとは言い難い状況です。教員がしっかりと子どもと向き合い、教育活動に専念できる抜本的な労働環境の改善と子どもの学習権を保障するための投資がいま、早急に求められています。

　これに対して政府は令和元（2019）年12月、通常の勤務時間を延長し、かわりに夏休みなどの勤務時間を縮める1年単位の変形労働時間制を導入することができるよう「公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特例措置法」（給特法）を一部改正しました。しかし、この法改正をめぐる国会審議で「教師の業務や勤務が縮減するわけではない」と文科大臣は明言しています。新学習指導要領への対応等で業務はむしろ増える傾向にあって、教員の時間外労働はいっそう拡大しています。法改正は教員の負担を減らすのではなく、夏休み中の休暇のまとめ取りを推奨する負担分散に過ぎず、教員の日常の労働環境の抜本的な改善とは到底言えない内容です。さらに文科省は、時間外労働の上限を「月45時間、年360時間以内」とする「指針」を本制度導入の前提としましたが、小学校の約6割、中学校7割の教員が既にこの上限を超えて働いていて、制度導入の前提すら整っていません。

何よりこの制度が導入されれば、ゆとりを持って子どもと向き合い個々の成長や発達に寄り添うことが困難にならないか、時間をかけて授業準備をすることがいっそう難しくなって子どもの学力低下を招くことにならないか、日々の疲労が回復できず過労を募らせ夏休み前に倒れる教員が多くならないかなど、懸念は尽きません。したがって、1年単位の変形労働時間制を導入するよりもまず、恒常的な時間外労働の解消こそ第一になすべきことと考えます。

よって、道・道教育委員会においては以下を実行することを求めます。

記

１．1年単位の変形労働時間制を公立学校教員に適用する条例制定をしないこと。

２．教員が子どもとしっかりと向き合い、授業の準備をする時間の確保など、「子どもの学習権の保障」という観点から教員の労働環境の抜本的な改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和○年○月○日

○○○議会

北海道知事　　　　　　　鈴木直道　様

北海道教育委員会教育長　　　　　　様